令和6年度版

「茅ヶ崎市商店街共同設置街路灯電灯料等補助金」

申請ガイド



- ●申請書作成にあたり、こちらのガイドをご参考に作成ください。
- ●提出書類に不備がないようご注意ください。
- ●ご不明な点等ございましたら、産業観光課までご連絡ください。

申請書の様式については、市ホームページに掲載しております。





茅ヶ崎市 街路灯電灯料等補助金

■提出期限

【厳守】令和7年1月31日(金)

提出期限までに、申請書全てを産業観光課までご提出ください。なお、当課にて申請書のコピーはいたしませんので、各商店会にて御対応ください。

■補助金申請に必要な書類

★…全商店会 提出必須書類

2ページ
3ページ
4ページ
5ページ
6ページ
7ページ
8ページ
9ページ
10ページ
11ページ

【補助率】

3/5

①補助金交付申請書 ※全商店会 要提出

第1号様式その1 (第3条、別表関係)

記入例

補助金交付申請書

年 月 日

(あて先) 茅ヶ崎市長

【こちらの枠内のみ】 記載してください。

申請者 住所又は所在地

茅ヶ崎市茅ヶ崎 | - | - |

氏名 (法人等にあっては名称及び代表者氏名)

茅ヶ崎市役所商店会 会長 茅ヶ崎 太郎

(※○○商店会 会長 氏名 の形式で記載してください)

電話 0467(00)0000

令和6年度茅ヶ崎市商店街共同設置街路灯電灯料等補助金の交付を受けたいので、関係 書類を添えて申請します。

1 補助事業の目的及び内容

目的…商店街活動の活性化を図るとともに消費者の安全と防犯に寄与する。 内容…別添添付書類のとおり。

2 補助事業の着手及び完了の予定期日

令和6年1月1日から令和6年12月31日まで

3 交付申請額 記載しないでください 円

4 交付申請額の算出方法 記載しないでください

2

②請求書 ※全商店会 要提出

請 求 書 (茅ヶ崎市商店街共同設置街路灯電灯料等補助金)

記入例

(宛先) 茅ヶ崎市長

茅ヶ崎市商店街共同設置街路灯電灯料等補助金を下記口座に支払われたく請求します。

【請求金額】金額の頭部に¥マークを記入してください。

請求金額 (右詰めで記入) 【金額は記載しないでください!】

【請求者】

住所	茅ヶ崎市茅ヶ崎 - -
名称	茅ヶ崎市役所商店会
氏名	会長 茅ヶ崎 太郎

【発行責任者及び担当者】

<u> </u>			
	役職	氏名	電話連絡先
発行責任者	会長	茅ヶ崎 太郎	0467-00-0000
担当者 ※発行責任者と同じ→ □	会計	えぼし 花子	090-0000-0000

【会計担当者】の氏名

発行責任者(会長)と同じ場合は左の欄に ✔ を入れてください。

【口座情報】

口座振替支	払 依 頼 書				
金融機関名	支店名				
市役所 銀分·金庫 組合·農協	茅ヶ崎	本店·支店 営業部			
預金科目	預金科目 口座番号				
→ 当座	0 1 2 3	4 5 6			
口座名	義				
フリガナ チガサキシヤクショショウテ	ンカイ カイチョウ チガサキ タロウ				
茅ケ崎市役所商店会	会長 茅ケ崎 太郎				

口座名義人が会長でない場合、委任状が必要です。

③委任状 ※該当する商店会のみ 要提出

3ページにて記載している「請求書」において、口座名義人が会長でない場合、 下記委任状が必要です。

記入例

委任状

受注者 住 所 茅ヶ崎市茅ヶ崎 0-0-0

氏 名 茅ヶ崎市役所商店会 会計 えぼし花子

私は、上記の者を代理人として定めて、茅ヶ崎市商店街共同設置街路灯電灯料等補助金の 受領に関する一切の権限を委任します。

令和7年1月31日

委任者 住 所 茅ヶ崎市茅ヶ崎 |-|-|

名 称 茅ヶ崎市役所商店会

代表者氏名 会長 茅ヶ崎 太郎

←会長名は必ず署名する。

④街路灯電灯料等実績表 ※全商店会 要提出

街路灯電灯料等実績表

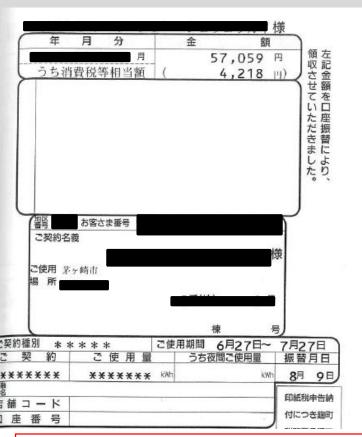
記入例

商店会名 (茅ヶ崎市役所商店会)

月	月	電	灯	料	(単	位	:	円)
1		24,985								
2		21,550								
3		22,948								
4		22,650								
5				2	1,8	372				
6		19,053								
7		25,050								
8	25,984									
9	24,505									
10	25,890									
11	28,786									
12	29,720									
修繕費	0									
保険料	13,000									
合計										
補助金額										

- ・支払った電気料金を1円単位までご記入ください。
- ・街路灯の種類毎に領収書が分かれている場合は、合計金額をご記入ください。

⑤電気料金等領収書 ※全商店会 要提出



戸数	力率	通電	通電制御型割引率			割引対象機器容量		
					5時	kVA 関連電	遊電制	KVA 側型
ご 身	2 約	**	**	**	**	**	**	*
定額負	荷設備	10W	50M	40W	60W	100W	その他	機

(お知らせ)

○本状につきましてご不明な点がございました ら、左記のお客さま番号をお申し添えのうえ、 表記のお問い合わせ先までご連絡ください。

- ・当課にてコピーいたしません。
- ・領収書を紛失した際は、東電に再発行を依頼してください。
- ・口座引落としの場合は通帳の写しをご提出ください。(翌月の引落としとなるため、期間にご注意ください。)

⑥電気料金集約内訳表 ※全商店会 要提出 異動月日 。 1 遅収加 10kVA 1165 . 22 - 673 30 A 35 102 1 388 22 6 路市用最低 2 再使 様 変 稱 5 撤 : 6 新規維約

⑦【令和6年度】商店会街路灯設置状況表 ※全商店会 要提出

= 1 \ 1	/all
36 A 4	MI

【令和6年度】商店会街路灯設置状況表

商店会名	茅ヶ崎市役所商店会	
何心云石	オケ呵甲収別問店会	

昨年度にご提出していただいた「終夜灯管理台帳」と「終夜灯設置位置図」 が添付してあります。ご確認いただき、該当する項目にチェックおよび設置台 数の記入をお願いします。

(設置台数 15 基)

- □ 変更なし →こちらの商店会街路灯設置状況表のみご提出ください。
- 変更あり →管理台帳と設置位置図の変更箇所を赤字で修正してくださいまた、下記にご記入の上、該当するものに○をつけてください。

<u>管理番号 6 を 5 月に</u> (移設)・撤去・新設・その他()

<u>管理番号 15 を 10 月に</u> 移設 (撤去) 新設・その他()

<u>管理番号 を 月に</u> 移設・撤去・新設・その他()

街路灯に変更があった場合は新しい台帳と位置図を提出してください

今年度中に街路灯の位置や基数に変更が生じた場合、提出ください。 様式は商店会にて管理している台帳で構いません。

⑧街路灯管理台帳 ※該当する商店会のみ 要提出

茅ヶ崎市役所商店会街路灯管理台帳

記入例

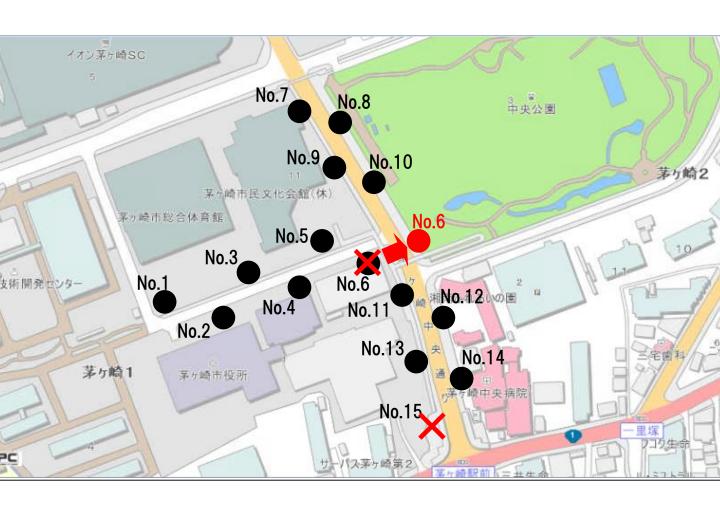
番号	設置年度	設置位置図	備考
No.1	平成 10 年度	総合体育館南西	
No.2	IJ	市役所北西	
No.3	IJ	総合体育館南東	
No.4	IJ	市役所北	
N0.5	IJ	市民文化会館南	
N0.6	IJ	市役所北東	中央公園南西(R6.5.10 移設)
No.7	IJ	市民文化会館北東	
No.8	IJ	中央公園管理事務所前	
No.9	IJ	市民文化会館東	
No.10	IJ	中央公園化粧室横	
No.11	IJ	市役所東ふれあい橋側	
No.12	IJ	茅ヶ崎中央病院前	
No.13	IJ	市役所東	
No.14	JJ	スリーエフ前	
No.15	IJ	市役所南東	R6.10.1 撤去

今年度中に街路灯の位置や基数に変更が生じた場合、提出ください。 様式は商店会にて管理している位置図で構いません。

⑨街路灯位置図 ※該当する商店会のみ 要提出

街路灯設置図

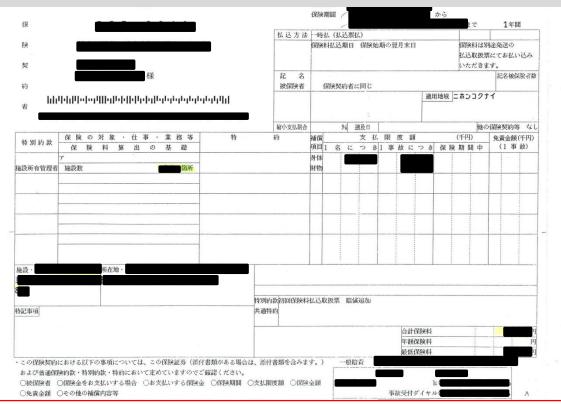
記入例



2 保険料金に係る申請

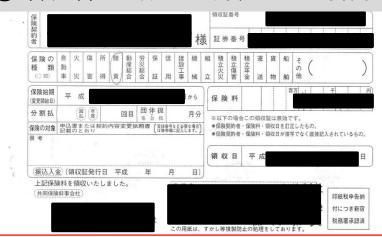
街路灯の保険に加入されている商店会はご提出ください。

①保険証券 ※該当する商店会のみ 要提出



・その他の事象と併せて保険を契約している場合、街路灯の保険分のみ 補助の対象となります。

②領収書 ※該当する商店会のみ 要提出



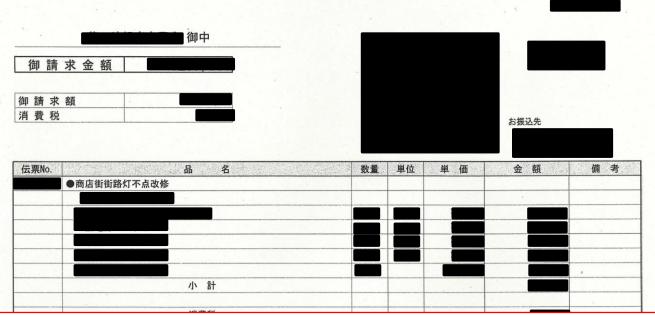
・振込の場合は、利用明細書等振込が確認できる書類をご提出ください。

3 修繕料金に係る申請

今年度、修繕を実施した商店会はご提出ください。

①請求書 ※該当する商店会のみ 要提出

御請求書



- ・補助対象は軽微な修繕です。
- ・予算に限りがありますので、修繕の際は事前に産業観光課へご相談ください。

②領収書 ※該当する商店会のみ 要提出

領収証

令和6年10月10日

茅ヶ崎市役所商店会 様

 $\frac{1}{2}$ 250, 000

但 街灯修理代上記正に領収いたしました

内訳

다

茅ヶ崎市茅ヶ崎1-1-1 市役所通り雷気店

- ・宛名は必ず商店街名で依頼してください。
- ・振込の場合は、利用明細書等振込が確認できる書類をご提出ください。
- ・インターネット等にて支払う場合は、領収書を依頼してください。



街路灯を撤去したい。補助の対象になるか。

補助金の対象となりません。

街路灯の替わりとなる明かりの手配を、市役所の関係課と調整する必要があるため、撤去する | 年以上前に産業観光課にご相談ください。

3

街路灯の電球が切れた。 交換したいが、補助の対象になるか。

補助金の対象です。

3

街路灯を移設したい。補助の対象になるか。

補助の対象となりません。

移設する場合、移設前の箇所が暗くなる場合、明かりの手配が必要となります。移設することが決まったり次第、速やかに産業観光課にご相談ください。



毎年の申請ではありますが、不備がないようご提出ください。 ご不明な点がありましたら、産業観光課までお問い合わせください。

■産業観光課(【0467-81-7144)